



法人税の「青色申告」とは

“経理のプロ”になるために欠かせないのが「法人税」の知識。何にどのようにかかるのか、どのように処理すればよいのか、その基礎をレクチャーします。

税理士
平井満広

- 掲載(予定)テーマ
- ①法人税の成り立ち
- ②税金のベースとなる「所得」
- ③売上原価と仕入原価
- ④利益と所得の調整とは
- ⑤会計と税法の調整項目
- ⑥法人税の「青色申告」とは

図表1 青色欠損金の繰越期間
(2月決算の場合)

発生年度	縦越期間	期限
H21.3期	9年	H30.3期
H22.3期		H31.3期
H23.3期		H32.3期
H24.3期		H33.3期
H25.3期		H34.3期
H26.3期		H35.3期
H27.3期		H36.3期
H28.3期		H37.3期
H29.3期		H38.3期
H30.3期		H39.3期
H31.3期	10年	H41.3期

入した場合、通常の償却費に上乗せして償却費を計上する制度を「特別償却」といいます。

資産（少額減価償却資産）を一括で損金に計上（年300万円まで）できる制度です。青色申告法人の

(1) 帳簿書類の記録・保存
複式簿記のルールに従つた
定元帳等や棚卸表を作成し、
の帳簿書類にて三開式を

なつています。

(昭和25年度)は50%未満だった青色申告は、徐々に普及していった。青色申告を行なう法人の割合は、当初から確実に増加の一途を辿り、(昭和25年)には50%を突破した。このことは、青色申告の認可が、(昭和25年)に実質的に実現したことである。

は生じた欠損金額を累積的に繰り越せる制度です。たとえば、欠損金を控除する前の所得金額が3000万円、前年度以前から繰り越された青色欠損金額が1000万円だった場合、差引き000万円が当事業年度の所得金額となります。繰越しできる期間は9年（平成30年4月1日以後に開始する事業年度は10年）となっています（**図表1**参照）。

納めた法人税を還付してもらえる制度です。たとえば、前期の所得金額が100万円で法人税が15万円、当期の青色欠損金が40万円だったとします。欠損金を繰り戻した所得全額は60万円で法人税が9万円となるので、差額の6万円が還付となります。繰戻還付の適用ができる法人は資本金1億円以下等の中小法人等で、繰戻しの対象となる期間

に基づいて所得を計算し、税金を申告する」ことをいいます。

青色申告で提出する申告書を「青色申告書」、青色申告書を提出する法人を「青色申告法人」といいます（青色申告以外はそれぞれ「白色申告」「白色申告書」「白色申告法人」と呼びます）。

社が青色申告を行なっています。
青色申告には
特典がある

税理士
平井満広

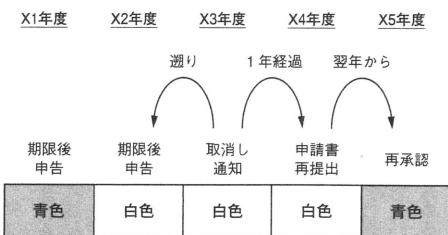
図表2 青色欠損金の控除限度額

緑越控除する 事業年度	控除限度額
H29.4.1～H30.3.31 開始事業年度	所得金額の55%
H30.4.1以後に 開始事業年度	所得金額の50%

(4) 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例

提出できる場合とは

図表3 青色申告の取消しから再承認までのイメージ



る」をモットーに、中小企業の経営改善や税務相談に力を入れている。